

佐倉市議会議会報告会等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市議会基本条例(平成22年佐倉市条例第34号)第8条第2項の規定に基づき、市民との情報の共有及び市民意見の把握のため報告会等を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(報告会等)

第2条 報告会等は、次の各号に掲げる方法により行うこととし、その活動内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 議会報告会 定例会等の議会の活動結果を市民に報告すること。
- (2) 意見交換会 議会活動及び議員活動に資するための情報を取得するため、市民と議員が意見を交換すること。

(開催時期)

第3条 報告会等は、年1回以上開催するものとし、開催時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当初予算又は決算関連議案について審議した定例会の終了後
- (2) その他必要と認める時期

(実施計画)

第4条 報告会等の実施計画は、広報公聴委員会が案を策定し、議長が会派代表者会議に諮って定めるものとする。

2 前項の実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催会場
- (3) 報告会等の方法
- (4) 議会報告会における報告事項
- (5) 意見交換会におけるテーマ
- (6) 会議次第及びタイムスケジュール
- (7) 出席議員及び各議員の役割分担
- (8) 配布資料
- (9) その他

(議会報告会における報告事項)

第5条 議会報告会における報告事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主な議案の審議及び審査状況
- (2) 議会の活動状況
- (3) その他必要と認める事項

2 前項の報告事項には、議決等の結果のほか、本会議や委員会において各議員

が発言した意見及び討論の内容等審議及び審査の過程が明らかになる事項を含むものとする。

(意見交換会におけるテーマ)

第6条 意見交換会におけるテーマは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市政に関する事項
- (2) 議会運営に関する事項
- (3) 市民生活に関する課題
- (4) その他必要と認める事項

2 前項第1号に規定する事項は、次に掲げる事項により分類するものとする。

- (1) 総合計画・都市マスタープラン
- (2) 財政
- (3) 行政運営
- (4) 福祉・健康
- (5) 教育
- (6) 環境
- (7) 都市基盤
- (8) 時事課題
- (9) その他

(記録及び公表)

第7条 報告会等の記録は、広報公聴委員会が作成し、議長に提出するものとする。

2 前項の規定により提出された報告会等の記録は、市議会ホームページに掲載するほか、開催の概要を佐倉市議会だよりで公表するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が会派代表者会議に諮って定めるものとする。

2 前項の場合において、議長は、必要に応じ、広報公聴委員会に対し報告会等を効果的に実施するため必要な事項について検討を加えるよう指示し、及び報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成24年8月21日から施行する。